

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）
（金融庁）

制 度 名		租税条約届出手続の簡素化等	
税 目		所得税・法人税	
要 望 の 内 容	① 我が国が締結している租税条約上の特典の適用を受けるための、租税条約等の実施に伴う特例等に関する省令上の届出手続を簡素化すること。		
	② 特定目的信託の社債的受益権に係る配当に関し作成される支払調書の様式及び作成を要しない場合の要件を、債券の利子に合わせるよう変更すること。		
	③ 過大支払利子税制における適用除外のための当初申告要件を撤廃すること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		— （—）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 海外投資家の我が国証券市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図る。 (2) 施策の必要性 ＜租税条約届出手続の簡素化＞ 足下では上場株式等の配当に係る軽減税率（海外投資家は国税分のみの7%）が適用できるため、租税条約実施特例法上の届出を行う例は少ない。 他方、平成25年末に軽減税率が終了した場合は、国内税法上の税率が約15%となるため、海外投資家の多くが、租税条約上の限度税率の適用を求め、租税条約実施特例法上の届出を行うことが予想される。 しかし、現行の租税条約実施特例法上の届出は、保有銘柄ごとに、添付書類も含めて全て書面で作成する等、手続きに係る事務が非常に煩雑。また、この事務負担は個々の海外投資家ではなく、その常任代理人である国内のサブカस्टディアンによって大部分が処理されている。 このままでは、膨大な書面の作成・提出事務が少数のサブカस्टディアンに集中する事態となり、軽減税率の適用終了後の手続きが混乱・停止しかねないことから、事務負担を軽減する必要がある。 ＜社債的受益権の支払調書の様式変更等＞ 社債的受益権の配当は、その経済的実質において利子と差はないため、その支払調書についても様式や作成を要しない場合の要件を、利子と同等の取扱いとすることが、円滑な事務処理に資するものであり、社債的受益権に関する他の制度とも相俟って、社債的受益権への投資を促進するものといえる。 ＜過大支払利子税制の適用除外のための当初申告要件撤廃＞ 過大支払利子税制の適用に際しては、同制度が租税回避防止の観点から導入されたことを踏まえ、そのおそれがない場合について適用除外が認められている。しかし、適用除外の要件が租税回避防止の目的に照らして必要以上に厳格であると投資家に過度の負担をかけることになる。 この点、当初申告要件についても必要以上に厳格な要件であり、撤廃することが必要である。									
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">今回の要望に関連する事項</td><td rowspan="4">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>Ⅲ―2 市場機能の強化のための制度・環境整備</td></tr> <tr> <td>政策の達成目標</td><td>海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。</td></tr> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>いずれも恒久措置とする。</td></tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td><td>（政策の達成目標と同じ）</td></tr> </table>	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ―2 市場機能の強化のための制度・環境整備	政策の達成目標	海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。	租税特別措置の適用又は延長期間	いずれも恒久措置とする。	同上の期間中の達成目標
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け			Ⅲ―2 市場機能の強化のための制度・環境整備						
		政策の達成目標			海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。						
		租税特別措置の適用又は延長期間			いずれも恒久措置とする。						
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）								

		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性		要望の措置の適用見込み	<租税条約届出手続の簡素化> 我が国に所在するサブカストディアン各社を常任代理人としている海外投資家のうち、当該海外投資家の居住国との間で締結された租税条約上の配当に係る限度税率が、国内法上の国税の税率を下回る率となるものが適用対象となると予想される。 <社債的受益権の支払調書の様式変更等> 主に、従来の社債に対する投資家とは異なる投資性向を有する投資家、及び従来の社債とは異なる資金調達性向を有する資金調達主体間の、資金調達案件における特定目的信託の設定に際して発行される社債的受益権が適用対象となると予想される。 <過大支払利子税制の適用除外のための当初申告要件撤廃> 金融機関では、我が国で現在銀行業の免許を取得している外国銀行 62 行、及び第一種金融商品取引業の登録を行っている外国の証券会社のうち 20 社程度が対象になりうるものと予想される。 (注 1) 外国法人 62 行の内訳は、日本法人 5 行、外国法人支店 57 行 (注 2) 第一種金融商品取引業の登録を行っている外国の証券会社には、日本法人を含む。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<租税条約届出手続の簡素化> 届出手続の簡素化により、我が国と租税条約を締結している国の海外投資家が、租税条約上の特典を遺漏なく円滑に受けられるようになり、投資の促進に資することになる。 <社債的受益権の支払調書の様式変更等> 社債的受益権の配当に係る支払調書の取扱いは、その経済的実質に鑑み、利子と同等のものとすることが、これを作成する特定目的信託の受託者の円滑な事務処理に資するものであり、社債的受益権への投資を促進するものといえる。 <過大支払利子税制の適用除外のための当初申告要件撤廃> 当初申告要件の撤廃は、手続的な制約を取り除き、適用対象年度における客観的な関連者支払利子等及び調整所得金額の額に基づく適用除外を受けられるようにするものであり、海外投資家による我が国への投資の促進に資するものといえる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	<租税条約届出手続の簡素化> 租税条約上、海外投資家が本来受けることのできる特典を受けるための手続が煩雑になっているのを簡素化するものであり、課税の公平原則にも抵触せず、妥当である。 <社債的受益権の支払調書の様式変更等> 社債的受益権の経済的実質に合わせて、支払調書に関する取扱いを変更するものであり、課税標準や税率等の課税実体法の内容を改正するわけではなく、課税の公平原則にも抵触せず、妥当である。 <過大支払利子税制の適用除外のための当初申告要件撤廃> 平成 23 年税制改正大綱において示された当初申告要件の廃止の基準に沿ったものであり、課税標準や税率等の課税実体法の内容を改正するわけではなく、課税の公平原則にも抵触せず、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。
		前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。

これまでの 要望経緯	いずれも本年度からの要望である。
-----------------------	-------------------------